

| | |
|-------|--------|
| 林業所費 | 16,031 |
| 殖産費 | 3,390 |
| 償・除却費 | 25,447 |
| 別途給与費 | 61,156 |

2 関連事業概況(昭和16年度末)

| | 固有事業 | 受託事業 | 関係会社 |
|----|---|--|--|
| 交通 | 社有鉄道 (1,250km) 大連, 旅順, 營口, 安東, 羅津 旅館(6) | 満州国有鉄道 (9,660km) 北鮮鉄道 水運, 港湾 北満の水運並 びに埠頭, 河 北, 壺蘆島, 雄基 旅館(10) 自動車 | 交通関係7社, 資本金 433 (382), 満鉄引受190(160)。 大連汽船, 日満倉庫, 国際 運輸, 福昌華工, 大連都交, 満州航空, 華北交通 |
| | 鉱業 | 撫順, 煙台, 瓦 房店, 老頭溝, 蛟河等の炭坑 | 蒼石, 清源, 青 龍, 乾化の金鉱 |
| 工業 | 製油工場 第2製油工場 石炭液化工場 製鉄工場 鉄道附帯事業 鉄道工場(大連) 炭礦附帯事業 電気・化学工業 | 鉄道附帯事業 鉄道工場 奉天, 新京, ハルビン, チ チハル, 牡丹 江 | 工業関係18社, 資本金378 (345), 満鉄引受 88(84)。 昭和製鋼, 満州化学, 満 州塩業, 満州ソーダ, 豆 稈ペルプ, 南満ガス等 |
| | その他 | 社会施設 教育, 衛生施設 調査勸業施設 中央試験所 満州資源館 | 農林場経営 土地経営 社会, 衛生施設 産業助成施設 移民事業等 |

本表資本金中括弧を付したのは払込額, 単位100万円

参考文献 南満州鉄道株式会社編 南満州鉄道株式会社30年
略史。昭和13・4 伊沢道雄著 開拓鉄道論(下巻)春秋社発行。
昭和18・8 南満州鉄道株式会社 満鉄要覧。(遠藤 武)

みねせん 美祢線 山陽本線厚狭駅から北上し, 美祢を経て山
陰本線正明市駅に至る46kmの線。南大嶺(旧伊佐)・大嶺間
2.8kmを含み総営業キロは48.8km, 山陽線に属し線路等級は
丙線である。明治39年厚狭から山口県美祢郡大嶺に至る鉄道
として厚狭・大嶺間が建設, 美祢線と呼ぶこととなり, 大正13
・3南大嶺・正明市間の開通によって美祢線は厚狭・正明市間,
南大嶺・大嶺間となった。(森 梯寿)

みねせん 身延線 東海道本線富士駅から富士川に沿って北
上, 富士山の西側身延を経て中央本線甲府駅に至る88.1kmの
線。東海道線に属し線路等級は丙線である。

大正9・7富士から身延に至る鉄道として富士身延鉄道株式会
社によって建設され, その後昭和3・3甲府まで延長された。

政府は昭和13・10・1これを借上げ経営していたが, 昭和16・5

これを買収し身延線と改めた。沿線には身延山, 富士箱根国立
公園等の観光地がある。(森 梯寿)

みぶんしょうめいしょ 身分証明書 旅客運送規則上での
身分証明書とは, 通勤定期乗車券(自動車線内各駅相互発着と
なるものを除く)または通学定期乗車券を使用する旅客ならび
に学生割引の適用をうける旅客の身分を証明する資格証明書を
いう。

1 通勤定期乗車券(自動車線内各駅相互発着となるものを
除く)を使用する旅客は, 勤務先代表者の, 通学定期乗車券を
使用する旅客および学生割引の適用をうける旅客はその通学す
る指定学校を代表する責任者の発行した身分証明書を携帯して,
国鉄係員の請求があるときは, いつでもこれを呈示するよう義
務づけられている。その様式はつぎのとおりである。

(1) 通勤定期乗車券用身分証明書

表

身分証明書 No. _____

下記の者は, 当社(店)の職員であることを証明する。

氏名 _____ (才)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

住 所 _____

勤 務 地 _____

勤務所名 _____

昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行

発 行 者 _____

所 在 地 _____

社(店)名 _____

代表者氏名 _____

代表者
職 印

6cm
裏

(注 意)

- (1) この証明書は, 通勤定期乗車券によ
って乗車船する場合には, 必ず携帯し,
鉄道係員の請求があったときはいつ
でも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は, 他人に貸与し又は譲
渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは, 直
ちに発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は, 新たな証明書の交付
を受けたとき, 転勤・転職等によ
って資格を失ったとき又は有効期間を経過
したときは, 直ちに発行者に返付しな
なければならない。
- (5) この証明書の有効期間は, 発行の日
から1箇年とする。

(2) 通学定期乗車券用身分証明書(学生割引の身分証明書に
共用)(様次ページ)

2 この身分証明書は使用者の身分を明らかにすればよい
ので, 一部他の証明書で代用を認めている。すなわち官公庁・
会社・学校等においてその代表する責任者の発行した前項の様
式に準ずる身分証明書または学生証は, この代用として認めら
れる。

3 国鉄の指定学校の学生・生徒(大人にかぎる)が旅行す
る場合で, 学生割引の適用をうけるときは, 通学定期乗車券を
使用するときと同様に, 同種の身分証明書を携帯し, 係員の請